



令和2年11月13日

議長 山田延孝様

議会改革検討委員会

委員長 吉野恭介



諮問事項に対する提言（第2次）

令和元年7月1日付けで諮問された事項のうち、委員会がこれまでに調査研究を行い結論が出た事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別紙のとおり提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮問事項について検討を重ねてまいります。

諮問事項 議会のICT活用について

議会のICT活用については、急速な技術の進歩に伴い、全国の各議会で様々な取組が行われ、活用されているところです。鳥取市議会でも、前検討委員会において、タブレット端末の利点や課題について検討され、タブレット端末の導入は有効であるとの結論に至りました。また、今後の検討については、タブレット端末の導入を前提に議会運営の見直しや採用するシステムなど具体的な調査研究を進めるべきとの提言が出されました。本検討委員会では、これを引き継ぎ、ペーパーレス会議システムの事業者への聞き取りや、全議員を対象としたタブレットの操作体験を行い、検証しながら、11回にわたり議論を重ねてまいりました。

その結果、次のとおりタブレット端末及び会議システムを導入し、活用を図るべきとの結論に至りました。

1. タブレット端末の導入について

(1) タブレット端末の仕様について

導入するタブレット端末については、主たる用途が議会資料の閲覧であることから、なるべく大型のディスプレイを備えたものがよく、また操作性が良好で、十分なセキュリティ機能を有するものが望ましいと考えます。なお、本委員会では各種機能について比較検討した結果、iPadが相応しいものと結論に至りましたが、端末技術は日進月歩であり、導入時点で適切な選定が行われるべきものです。

また、タブレット端末の通信機能については、庁舎内は無線LANネットワークが構築されているものの、庁外での活用や災害時の対応を考慮し、携帯電話事業者の通信を利用することができるWi-Fi+セルラーモデルを導入すべきとまとまりました。

(2) タブレット端末の使用範囲について

タブレット端末の活用にあたっては、使用場所は庁内外を問わず可能とし、幅広く活用を目指すべきものです。またその使用内容は、議会活動・議員活動に使用するものとし、私的な利用や選挙活動への使用は禁止すべきとの意見にまとまりました。

(3) タブレット端末にかかる費用の議員負担について

タブレット端末にかかる費用について、議会活動に関するものについては公費で支出しつつも、議員活動に関するものについては議員が負担すべきとの意見に

一致しました。その費用割合は、実際の使用実績に基づくことが困難であるため、2分の1ずつとすることが妥当と考えられます。

議員負担分については、政務活動費の充当について以下の意見に分かれました。

- ・使用範囲を定め、全額、政務活動費を充当する（総額の2分の1）
- ・2分の1、政務活動費を充当する（総額の4分の1）
- ・割合を定めないが、政務活動費を充当する
- ・政務活動費を充当しない

なお、導入にあたっては、議員負担分の割合について、別途協議していただくよう提言します。

(4) 導入時期について

タブレット端末の導入時期は、令和3年9月定例会での試行運用開始を目指すものとの結論に至りました。

なお、導入時期については、新型コロナウイルス感染症の財政へ及ぼす影響を注視しながら検討すべきとの意見も委員より出されました。

2. 会議システムの導入について

(1) 導入するシステムについて

議会資料の電子化を円滑に実施するため導入する会議システム等については、次の通りの性能を求めるものとします。

- ・シンプルで使いやすく、手書きメモ機能や文書検索機能などを有していること
- ・タブレット以外のパソコンやスマートフォンからも資料を閲覧できること
- ・資料掲載などをスマートフォン等に通知できること
- ・セキュリティ対策が十分であること

(2) ペーパーレス化の推進について

タブレット端末の導入に伴い、議会文書のペーパーレス化についても検討を行い、議会資料と事務局通知の2分類について、次のとおり推進すべきとの結論にまとまりました。

まず、各種の議会資料については、タブレット導入とともに電子版を閲覧できるようにすべきですが、機器操作について議員の習熟度に違いがあることから、全議員による十分な議案審議が行われることを保証するため、当面の間はこれまでどおり紙資料の配布も並行すべきです。ただし、タブレット導入後、機会をとらえて検証を行い、段階的にペーパーレス化を進めていくべきと考えます。

次に、議会事務局からの通知関係については、基本的にタブレット端末やメール等を用いてペーパーレス化を図るものですが、通知は確実に議員に届く必要があるため、議員の希望に応じて個別に従来どおりのFAX等による送付も必要です。

以上のとおり、議会のICT活用について議論の結果を報告いたしますが、留意事項として次の点を申し添えます。

まず、最大限費用を抑える方式を検討すべきです。また、運用経費の一部を議員が負担するとはいえ、多額の公費を要する事業であることを各議員が十分認識し、市民へ導入成果を還元できるよう努力しなければなりません。

次に、各議員が適正なタブレット端末運用を行うため、その基となる運用基準等を策定する必要があります。先進自治体の例を踏まえ、今後検討されるよう求めます。

また、タブレット端末等の一層の活用を図るため、習熟方法を検討すべきです。操作技量や知識には議員間に違いがあることは当然であり、うまく端末を活用できない議員が出ないように、各種研修を行い、速やかに最低限の活用が行える体制を構築すべきです。

最後に、新庁舎移転を機に議場には大型モニターが整備されましたが、現在のところ十分に活用されていません。端末導入を機に、パネル資料掲示に替えてモニターを使用するなど、今後、議会運営委員会等の場で検討していただくよう提言します。

